

# 那 霸 市 公 報

**第 1 5 5 2 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那 霸 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 保 長 寿 医 療 課)  
 ..... 292

### 告 示

平 成 2 2 年 度 「 那 霸 市 情 報 公 開 お よ び 個 人 情 報 保 護 制 度 運 用 状 況 報 告 書 」 の 公 表 に  
 つ い て (総 務 課) ..... 294

平 成 2 3 年 ( 2 0 1 1 年 ) 6 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) ..... 294

平 成 2 3 年 3 月 那 霸 市 告 示 第 2 0 5 号 で 指 定 し た 一 部 の 地 域 に お け る 市 税 に 関 す る 申  
 告 期 限 等 を 定 め る 件 (税 制 課) ..... 295

随 意 契 約 の 公 表 に つ い て (ク リ ー ン 推 進 課) ..... 295

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) ..... 296

### 公 告

「 グ ル ー プ ウ ェ ア シ ス テ ム 導 入 事 業 」 に 関 す る 提 案 依 頼 (情 報 政 策 課) ..... 298

那 霸 広 域 都 市 計 画 市 場 の 変 更  
 那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 の 変 更 (都 市 計 画 課) ..... 298

「 新 庁 舎 ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム 構 築 業 務 」 に 関 す る 情 報 提 供 依 頼 に つ い て  
 (情 報 政 策 課) ..... 299

### 教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 教 育 委 員 会 の 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (総 務 課) ..... 300

### 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (総 務 課) ..... 302

**規 則**

那覇市規則第34号

平成23年 6 月 24 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>第3条の規定にかかわらず、東日本大震災が生じた日に特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所を有していた者で、本市に転入したものに対しては、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について(平成23年6月1日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)別紙1に定めるところにより減免するものとする。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この規則による改正後の付則第2項の規定による減免の申請があった場合において、納期限前7日までに申請書を提出できなかったやむを得ない理由があると市長が認めるときは、本市が行う国民健康保険に加入した日において同項の規定による減免の申請があったものとみなす。

---

---

**告 示**

---

---

**那 霸 市 告 示 第 6 4 号**  
平成 23 年 5 月 31 日  
掲 示 済

平成 22 年度「那覇市情報公開および個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 14 条及び那覇市個人情報保護条例第 25 条の規定に基づき、平成 22 年度「那覇市情報公開および個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

---

**那 霸 市 告 示 第 6 5 号**  
平成 23 年 6 月 3 日  
掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 23 年 (2011 年) 6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 23 年 6 月 13 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

**那覇市告示第 66 号**  
平成 23 年 6 月 3 日  
掲 示 済

平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税  
に関する申告期限等を定める件

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 5 の 2 (災害等による期限の延長) 及び那覇市税条例(昭和 47 年条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に居住又は所在する納税者に係る者については、その期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 28 日までの間に到来するものについて、同年 7 月 29 日とする。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市告示第 68 号**  
平成 23 年 6 月 13 日  
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結した後

契約締結日	平成 23 年 5 月 27 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市字古島 6 番地 1 社会福祉法人 伊集の木会 那覇学園 理事長 黒潮 武秀
契約金額	2,403,219 円(消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の知的障害者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那 霸 市 告 示 第 7 1 号  
平 成 2 3 年 6 月 2 0 日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

## 個人情報目的外利用等届出書

平成 23 年 6 月 8 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 前原 常雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 166件
利 用 等 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年 6 月 8 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成23年4月1日から、平成23年5月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規程による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

---

---

**公 告**

---

---

**那 覇 市 公 告 第 3 8 号**

平成 23 年 6 月 10 日

掲 示 済

**「グループウェアシステム導入事業」に関する提案依頼**

グループウェアシステム導入事業について提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- |        |   |
|--------|---|
| 1 件 名  | 「グループウェアシステム導入事業」に関する提案依頼   |
| 2 依頼内容 | グループウェア提案、システム構築実績、見積等の提出   |
| 3 提出期限 | 平成 23 年 7 月 5 日 (火) 17 時  |
| 4 問合せ先 | 那覇市 企画財務部 情報政策課 担当 比屋根・島袋<br>TEL:098-861-5044 FAX:098-862-0619<br>E-Mail : <a href="mailto:M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp">M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp</a> |
| 5 詳細内容 | 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。  |

**那 覇 市 公 告 第 4 2 号**

平成 23 年 6 月 15 日

掲 示 済

**那覇広域都市計画市場の変更****那覇広域都市計画道路の変更**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
  - (1) 那覇広域都市計画市場
  - (2) 那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 那覇広域都市計画市場の変更
    - 1号 東町市場(廃止)  
削除する部分 那覇市東町の一部
  - (2) 那覇広域都市計画道路の変更
    - 7・7・那25号 一銀細街路  
変更する部分 那覇市久茂地3丁目の一部
    - 3・5・那15号 牧志壺屋線  
変更する部分 那覇市壺屋1丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成23年6月15日(水)から平成23年6月29日(水)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日は除く。)

---

**那覇市公告第50号**

平成23年6月21日

掲 示 済

「新庁舎ネットワークシステム構築業務」に関する情報提供依頼について

新庁舎ネットワークシステム構築業務について情報提供依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「新庁舎ネットワーク構築業務」に関する情報提供依頼
- 2 依頼内容 ネットワークシステム情報提供書、構築実績、概算見積等の提出
- 3 提出期限 平成23年7月11日(月)
- 4 問合せ先 那覇市 企画財務部 情報政策課 担当 比屋根・上原  
TEL:098-861-5044 FAX:098-862-0619  
E-Mail : [M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp](mailto:M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp)
- 5 詳細内容 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。
- 6 留意事項 本件で提供頂いた情報につきましては、具体的な発注仕様の検討をする際の参考情報として活用させていただきます。システム調達時における提案依頼あるいは競争入札についての指名をお約束するものではないことをご了承ください。

## **教育委員会規則**

那覇市教育委員会規則第9号

平成23年6月6日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 城 間 勝

## 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

この規則は、平成23年7月8日から施行する。

## [改正前 別記]

別表第2(第11条関係)  
教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
公民館	1～12 [略] 13 所管する複合施設の維持管理に関すること。(久茂地公民館、小禄南公民館、首里公民館及び石嶺公民館に限る。) 14 [略]
[略]	

## [改正後 別記]

別表第2(第11条関係)  
教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
公民館	1～12 [略] 13 所管する複合施設の維持管理に関すること。(小禄南公民館、首里公民館、石嶺公民館及び牧志駅前ほしぞら公民館に限る。) 14 [略]
[略]	

## **教育委員会教育長訓令**

那覇市教育委員会教育長訓令第7号

平成23年6月6日

公 布 濟

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 城 間 幹 子

## 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

## 付 則

この訓令は、平成23年7月8日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第4(第5条関係)

## 教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者
[略]		
久茂地公民館 小禄南公民館 [略] 繁多川公民館	[略]	
[略]		

## [改正後 別記]

## 別表第4(第5条関係)

## 教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者
[略]		
小禄南公民館 [略] 繁多川公民館 牧志駅前ほしぞら公民館	[略]	
[略]		

